愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、愛知県労働者福祉協議会尾張西支部(以下「労福協」という。)に対し、補助金を交付することにより、その活動を育成し、もって労働者の生活向上、福祉充実及び地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。 (市の補助)
- 第2条 市は、労福協に対し、その事業に要する費用の一部を補助することができる。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、労福協が行う労働者福祉活動を更に強化発 展させる事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請するときは、愛知県労働者福祉協議会尾張西支部 補助金交付申請書(様式第1)を毎年6月30日までに市長に提出しなければ ならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、労福協に愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。

(補助事業内容の変更及び廃止)

- 第7条 労福協が当該決定にかかる補助事業の内容を変更しようとするときは、 あらかじめ愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業計画変更承認申請書 (様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 労福協が補助事業を廃止しようとするときは、補助金交付決定の日から3 0日以内に愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業廃止承認申請書(様 式第4)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第8条 労福協は、第6条第2項の補助金交付決定通知書の送付があったときは、愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金請求書(様式第5)に当該補助金交付決定通知書の写し(代表者原本証明のもの)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を 交付するものとする。

(実績報告書)

第10条 労福協は、毎年3月31日までに補助事業を完了するものとし、事業 完了後30日以内に愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業実績報告書 (様式第6)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、労福協に対しその通知書を送付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第12条 市長は、労福協が次に掲げる事項に該当する行為を行ったときは、 補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還を命ずることができる。
 - (1) この要綱及び補助金交付決定に付した条件、その他法令等に違反したとき。
 - (2) 当該補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(証ひょう類の整理及び保管)

第13条 労福協は、補助事業にかかる経理及び事業内容を明らかにする証拠 書類を整理し、5年間保管しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、労福協に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は検査をすることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所団 体 名代表者名

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付申請書

このことについて、下記金額を交付してくださるよう関係書類を添えて申請 します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第1-1)
- (2) 収支予算書(様式第1-2)
- (3) 規約及び役員名簿

様式第1-1

事業計画書

事 業 名	実施予定年月日	実	1/4	σ	具	/*	台台	内	灾	
尹 未 泊	大 爬了化十月日	天	心也	VJ	<u> </u>	1/4	ΠЛ	ΥΊ	台	

収 支 予 算 書

収入の部

収入区分	予算額	積 算 の 基 礎

支出の部

支 出 区 分	予算額	積 算 の 基 礎

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請については、愛知県労働者福祉協議会尾張 西支部補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、下記のと おり決定します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件
 - (1) 事業完了後は、要綱第10条の実績報告書を提出すること。
 - (2) 補助金の請求は、交付決定の写し(代表者原本証明のもの)を添付し、 提出すること。
 - (3) 事業を変更して実施しようとするときには、要綱第7条に基づき承認を受けること。

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所団 体 名代表者名

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付の決定がありました愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、ご承認くださるよう申請します。

記

- 1 変更しようとする事業名
- 2 変更理由
- 3 添付資料
 - (1)補助事業計画変更に伴う事業計画書(様式第3-1)
 - (2)補助事業計画変更に伴う収支予算書(様式第3-2)

様式第3-1

補助事業計画変更に伴う事業計画書

1.7	/\				- 什 ノ サ /		क्रक	र्गार	一
区	分	当	初	計	画	計	画	変	更

様式第3-2

補助事業変更に伴う収支予算書

収入の部

当初計画	計	画	変	更
予 算 額	予 算 額	積	第 の	基礎
	当初計画 予算額	当初計画 計 予算額 予算額	当初計画 計 画	当初計画 計画 変 予算額 予算額 積算の

支出の部

支出区分	当 初 計 画 予 算 額	計	画	変	更	
	予 算 額	予 算 額	積	算の	基礎	

様式第4(第7条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

住所団体名代表者職氏名

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業を下記により廃止したいので、ご 承認くださるよう申請します。

記

- 1 廃止しようとする事業名
- 2 廃止する理由
- 3 その他必要な事項

様式第5 (第8条関係)

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定された 愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金として下記の金額を請求します。

記

金

振込先

·~								
金	融	機	関	名			銀行信用金庫農協	店
(フ	リメ	ヺ ナ)				
П	座	名	義	人				
種				別	普通	当座		
П	座	Ŝ	番	号				

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所団 体 名代表者名

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助事業実績報告書

愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付要綱第10条に基づき関係書類を添えて実績報告書を提出いたします。

記

添付書類

- (1) 事業報告書(様式第6-1)
- (2) 収支決算書(様式第6-2)

事業計画書

事 業	名	実施日	,	実	施	\mathcal{O}	具	体	的	内	容	

収 支 決 算 書

収入の部

収入区分	予算額	決 算 額	備考

支出の部

支占	出口	<u>X</u>	分	予	算	額	補助対象額	備	考